


第1号様式（第5条関係）

		第	号
写  真		路上喫煙防止指導員証	
		所 属	
		氏 名	
上記の者は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第9条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務に従事する職員であることを証明する。			
		年 月 日 発行	
大阪市長			印

備考

- 1 裏面に根拠法令を記載する。
- 2 用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとする。

平成 年 月 日

## 告知書

住 所	
氏 名	
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 ( )

大阪市長 吉村 洋文

あなたは、次のとおり路上喫煙禁止地区内で路上喫煙を行いました。

日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
場 所	大阪市 区 付近
内 容	路上喫煙禁止地区内での路上喫煙 ( <input type="checkbox"/> 歩行喫煙 <input type="checkbox"/> 立ち止まっでの喫煙 <input type="checkbox"/> その他 ( ))

これは、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、同条例第9条の規定により過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	<input type="checkbox"/> 弁明書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭
提出期限	平成 年 月 日 ( )
提出先又は出 頭 先	〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号あべのルシアス13階 大阪市環境局 電話 06-6630-3228 FAX06-6630-3581

注 1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

# 弁 明 書

平成 年 月 日

（提出先）大阪市長

平成 年 月 日付けで告知された事項について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり弁明書を提出します。

住 所	
氏 名	
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 ( ) -
代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 ( ) -
弁明の内容	次のとおり弁明します。 ..... ..... ..... .....
提出期限	平成 年 月 日 ( )

注 弁明書と併せて、証拠書類又は証拠物を提出することができますので、弁明書の提出期限までに提出してください。

（提出先）

〒 - 大阪市 区 丁目 番 号  
大阪市 局 電話： - -

平成 年 月 日

## 過料処分決定通知書

氏名	
住所	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 ( ) -

大阪市長 吉村 洋文

あなたは、次のとおり大阪市路上喫煙の防止に関する条例第7条に違反する行為を行いました。

日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
場所	大阪市 区 付近
内容	路上喫煙禁止地区内での路上喫煙 ( <input type="checkbox"/> 歩行喫煙 <input type="checkbox"/> 立ち止まっの喫煙 <input type="checkbox"/> その他 ( ))

大阪市路上喫煙の防止に関する条例第9条の規定により、金1,000円の過料に処することを決定しましたので、大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。現金又は納入通知書によりお支払いください。

注

(担当)

〒 - 大阪市 区 丁目 番 号  
大阪市 局 電話： - -

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべきもの、出訴期間等を記載する。